

第1章 趣 旨

第1節 策定の趣旨

本県では、天然資源の消費を抑え、環境への負荷の低減が図られるという、本県の地域性を生かした循環型社会¹⁾の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画(第1次計画)」を、平成23年3月に「青森県循環型社会形成推進計画(第2次計画)」を策定し、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、本県の1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は、いずれも依然として全国値との格差が縮まらず、全国順位では下位に低迷しており、更なるごみの減量及びリサイクルの推進が必要です。

ごみは、私たち県民の誰もが排出者となるものであり、県民一人ひとりが本県のごみの現状を知るとともに、ごみ減量・リサイクルに取り組んでいかなければなりません。

一方、国では、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定し、地方公共団体に対し、地域循環圏²⁾の形成など地域における循環型社会を形成していく上での中核的な役割を期待しています。

このような状況を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第3次青森県循環型社会形成推進計画」を策定するものです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第5条の5の規定により都道府県に策定が義務付けられている「廃棄物処理計画」(都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画)であるとともに、循環型社会形成推進基本法に基づく本県の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成に関する施策を定めるものです。

また、県行政運営の基本方針である「青森県基本計画未来を変える挑戦」や環境分野の基本計画である「青森県環境計画」を上位計画とし、これら計画と整合を図りながら策定するものであり、本県の地域性を生かした目指すべき循環型社会のイメージ及び循環型社会を実現するための目標を定め、県、市町村、事業者、県民等の各主体が果たすべき役割と取組を示しています。

このため、本計画には、次の事項を定めます。

(1) 廃棄物処理法により定めるものとされている事項

(廃棄物処理法第5条の5第2項)

- ア 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- イ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- ウ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- エ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- オ 非常災害時における廃棄物の適正な処理等に関する事項

1) 循環型社会…循環型社会形成推進基本法で定義が示されており、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合に適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

2) 地域循環圏…地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することは重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくという考え方です。

(2)循環型社会の形成の推進に関する事項

- ア 物質フローの現状と課題
- イ 本県の地域性を生かした目指すべき循環型社会のイメージ
- ウ 県、市町村、県民、事業者等の各主体が果たすべき役割と取組
- エ 個別のリサイクル法による取組

第3節 期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

また、国の法制度や施策、社会経済状況等の変化によっては、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

第4節 進行管理

一般廃棄物については国が毎年度実施している一般廃棄物処理事業実態調査により、産業廃棄物については産業廃棄物処理実績報告などにより、毎年度の排出量や処分量等の把握に努め、目標の達成状況や各種施策の取組状況について点検するなど、計画を推進するための適切な対応をします。

これらの状況については、「青森県環境白書」や県のホームページなどにより、適宜公表することとします。

また、「青森県循環型社会形成推進委員会」において、施策の取組状況や課題等について検討します。